

誓約書

年 月 日

(あて先) 東大阪市長

申請者 住 所

氏 名

〔 誓約書を提出する者が法人の場合は、事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入すること。 〕

東大阪市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

第6条(抜粋)

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (2) 第15条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第15条の規定により登録を取り消された場合において、その取消の日以前30日以内にその法人の役員であった者でその取消の日から起算して2年を経過しないもの
- (4) 第15条の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの